

第 2 2 期 第 3 8 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年11月29日（金） 午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階 「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	委 員	立 石 政 男
	〃	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	〃 総括主幹	白 板 孝 朗
	〃 技 師	澤 田 篤
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局 長	三 橋 潤 一 郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期 第38回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案3件が予定されておりますので、各委員の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と田村委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして、事務局から説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。資料の方、1枚をめくっていただいて、2ページ目でございます。

2ページについてですが、いつものように上段の漁業種類、それから漁業を営む者の資格、それから許可又は起業の認可をすべき漁業者の数等につきまして説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけれども、こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。漁業を営む者の資格は、横浜町に住所を有する者ということで、横浜町漁協の1隻

でございます。

続いて、3ページ目を御覧いただきたいと思います。

3ページから6ページまで、最後の6ページまでですけれども、こちらの漁業魚種が、小型いか釣り漁業のやりいかでございます。

最初の3ページ目でございますけれども、こちらは2段に分かれておりまして、上段は、中泊町に住所を有する者として、小泊漁協、そして下前漁協の組合員で40隻となっております。

下段の方は、三厩漁協の組合員で4隻となっております。

続いて、4ページ目を御覧いただければと思います。

4ページ目につきましても、3段に分かれておりますけれども、一番上が、奥戸漁協で10隻でございます。

中段が大間漁協の14隻となっております。

下段が風間浦漁協の蛇浦支所で1隻でございます。

更に引き続いて、5ページ目を御覧いただければと思います。

5ページ目は、上段が、同じく風間浦漁協の易国間の本所でございます。1隻でございます。

中段が、こちらと同じく風間浦漁協の下風呂支所ということで8隻でございます。

下段が野牛漁協の20隻となっております。

最後の6ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、上段が尻屋漁協で15隻

中段が白糠漁協で19隻

そして、最後の下段が泊漁協で36隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第2号について、事務局から説明いたします。

議案第2号の資料1を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文の一部を読み上げさせていただきます。

諮問書

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がございますので、事務局からは以上でございます。

会 長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい。

水産振興課 白板総括主幹

それでは、県の方から補足説明をさせていただきます。

議案第2号資料2を御覧ください。

こちらには、新旧対照表、県方針の新旧対照表が記載してございます。

下線部が変更になった箇所ということになります。詳細については、資料3の方を用いて説明させていただきます。

まず資料3の3ページ、下の方を御覧ください。

県方針の第8の記載の変更について、御説明させていただきます。

4ページ目にかけて、4ページの方に赤字で示してございますけども、漁業法が改正されたことによりまして、資源管理に関する基本的な事項は、国の資源管理基本方針、それと県の管理方針、今回、御説明しているものがそれにあたりますが。加えて、漁業者の自主的な取組を定めていた資源管理計画というものがありましたが、協定という形で移行してございます。

また、この県の方針につきまして、5ページ目以降、別紙ということになっておりますけども、特定水産資源につきましては、別紙1、5ページから15ページになります。その他、特定水産資源以外の水産資源につきましては、16ページ以降の別紙2と。そして、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源につきましては、18ページ以降の別紙3ということで、それぞれ資源管理の方向性を定めることとなっております。

今般、本県において漁獲される「かたくちいわし太平洋系群」につきましては、令和7年1月より特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1-10、まだら北海道太平洋の後に新たに別紙1-11、かたくちいわし太平洋系群を追加するものでございます。それが15ページに赤字で記載しているものになります。

記載内容につきましては、基本方針及び水産庁長官通知である、知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取り扱いにおけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成してございます。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

竹ヶ原委員

すみません。

勉強不足で大変申し訳ないんですが。今のこの方針変更の新旧の部分の、この違い

を作るための理由っていうのは、簡単に言ったらどういうことか、ちょっと教えてもらえれば助かります。

水産振興課 白板総括主幹

特定水産資源に移行したことに基つきまして、県の方針もそれに則して変えるということで、別紙1のところになんか新しく種が加わったということになります。

水産振興課 澤田技師

すみません、担当の澤田から補足説明させていただきます。

かたくちいわし太平洋系群というのが、今、国の方でTAC魚種ということで、いろんな魚種、漁獲量の8割を目指してTAC管理化というのが進められているところなんですけども。このかたくちいわし太平洋系群というふうなものに関して、資源評価が大分進みまして、関係者からも意見とかを聞いた上で、TAC魚種というふうなことで、特定水産資源ということで追加されました。

特定水産資源になると、国の基本方針の別紙2というふうなところに入る、県の方針と同じように国の方でも資源管理基本方針というふうなものがあるんですけども、そちらの別紙2の方にかたくちいわしが追加されるんですけども。それにならって、県の方針だと別紙1の方に振り分けられるということで、今回、別紙1に追加したものになります。以上です。

竹ヶ原委員

ありがとうございます。分かりやすかったです。

会 長

皆さん、何か、その他御質問、御意見はないでしょうか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第3号につきまして説明します。

議案第3号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは県知事からの諮問文となっております。件名及び本文の一部を読み上げさせていただきます。

諮問書

特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年1月7日付け6水管第2325号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上となります。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい。

水産振興課 白板総括主幹

ただ今の議案について、補足説明をさせていただきます。

3 ページ目、4 ページ目を御覧ください。

こちらの方には、令和6年11月7日付け、農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ・まいわし太平洋系群。4 ページの方に移りまして、かたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量につきましては、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案でございます。

まあじ及びまいわし太平洋系群についての当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものとなります。

3 ページにある、国からの通知では、目安として数量も示されてございます。この数量を超えたとしても、採捕停止命令などがかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合があるということを御理解いただければと思います。

続いて、かたくちいわし太平洋系群につきましては、令和7管理年度から新たに、先ほど説明したように特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとされました。その当初配分につきましては、漁獲可能量の総量の内数となっております。これは、TAC管理のステップ1の段階において、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものになります。

TAC管理のステップの考え方については、5 ページ目の方に資料を付けてございます。

下の方の図になります。

一番下にステップ1と書かれてございますが、ステップ1におきましては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認、情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施が目的とされております。

ステップ1におきましても、採捕停止命令等がかかるものではございませんので、御理解いただければと思います。

以上、補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はないでしょうか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、「ありません」の声がありましたので、御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号については、質問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任、申し上げます。

それでは、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第22期 第38回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分